

無歎愁之氣常唉云々

〔枕草子九〕きよげなる人の夜るは風のさわぎにね覺つれば、久しうねおきたるまゝに、鏡うち見て、もやよりすこじるざり出たる、髪は風に吹まははされて、すこしうちふくだみたるが、かたにが、りたるほど、まことにめでたし、

〔牛馬問〕神祖遠州高天神の城を責給ふ時討死の者ども、首實檢遊しける中に、年の比十六七ばかりなる首のうす假粧にかね黒く、長なる髪を結たれば、更に男女の差別しれざりしに、神祖仰せけるには、眼を明て見よ、瞳をかへして、眥アラタの中へ入て、白眼ばかりぞ見へたるに於ては女なり、瞳あきらかに見なば、男なるべしと、御教に任て、眼を開き見るに、瞳の明に見へければ、男にぞ定まりぬ、其後相されたるに、栗田刑部が寵愛の小姓に、時田鶴千代といひし、筋目も宜しきものにて有りけるとなり、誠に可恐、

〔一話一言十二〕池田氏筆記

一入江氏云、禁中ニテハ髪ニスペテカヅラアラタカケルナリ、末ノ女中ハ、御所内往來シゲキ時ハ、髪ヲ卷アグ笄ニテ留ル、今時下部ニテ片ワケト云ハ、コレヨリ始ルトゾ、
〔貞丈雜記人物〕一古下賤の者の妻などは、髪をあげて、つのぐると云ゆひ様にして、白布にて頭を巻きたりとぞ、今も猿樂の狂言の時、女の形をして、白布にて頭を卷て出るは、古の風を傳へて、左様にする也、

〔燕石雜志五下〕風俗或問、或問、男女髪の束ざまの事は、曩にその説を聞り、嘗寛永中の遊女の古畫を見るに、髪をつかねず、衣服に摸様を染す、明暦以後の畫像を見れば、髪を束たり、昔は婦人の髪を結事なかりしか、予澤○瀧答て云、日本紀天武天皇十一年夏四月乙酉詔曰、自今以後、男女悉結髮アガサ十二月三十日以前結訖之、唯結髮之日、亦待勅旨と見え、又和名鈔に、假髮、和名須惠、髻音活、和名